



公共工事に伴う建設発生土及び伐採木の取り扱いについて（通知） 廃止

技術基準の種類：設計・施工
通知日：平成14年3月29日

管 第 4 2 6 5 号
平成14年3月29日

日野総合事務所県土整備局長
部 内 各 課 長
各 土 木 事 務 所 長
鳥 取 港 湾 事 務 所 長
鳥 取 空 港 管 理 事 務 所 長

様

土 木 部 長
（公印省略）

公共工事に伴う建設発生土及び伐採木の取り扱いについて（通知）

公共工事に伴って発生する建設発生土及び取得補償した立木を伐採した木材を、より一層有効に利用し、かつ適正に処理することを目的として、その取扱いを下記のとおり定めたので通知します。
なお、平成9年9月10日付発管第510号で通知した「公共工事における再生資源活用実施要領」の「3（3）建設発生土の工事現場からの搬出」は廃止します。

記

1 建設発生土の取扱い

（1）建設発生土を有効利用する場合

建設発生土については、次に定めるところによる。

- ア 土質を調査し、工事現場内の盛土等に流用すること。
- イ 上記アの対応ができない場合において、工事現場から50kmの範囲内に建設発生土を利用可能な他の公共工事があるときは、受入時期、受入方法、土質等を調整した上で、その工事現場を現場説明書で指定して流用すること。
- ウ 上記ア及びイの対応ができない場合において、建設発生土を譲り受けたいとの第三者からの申出があったときは、その段階で物品として取り扱うこととし、鳥取県物品事務取扱規則（昭和39年鳥取県規則第12号）に基づき、次に定めるところにより、一般競争入札を行い売却すること。
 - （ア）予定価格は、建設発生土の掘削費相当額とすること。
 - （イ）建設発生土は、当該工事現場で引き渡すこと。
 - （ウ）工事の請負業者に対しては、譲渡する建設発生土の運搬及び投棄等に係る経費を減額し、変更契約すること。
 - （エ）国庫補助事業等にあつては、補助対象経費から運搬及び投棄等に係る経費並びに売却収入を減額し、変更申請すること。

（2）建設発生土を処分する場合

建設発生土を処分する場合は、次に定めるところによる。

- ア 工事現場から50kmの範囲内に財団法人鳥取県建設資源利用センターの事業所がある場合は、当該事業所に指定処分すること。この際、適正な投棄料を計上すること。
- イ 上記アの処分ができない場合は、地方機関にあつては本庁担当課と協議し、指定処分地を決定すること。この際、適正な運搬費及び敷均しに係る経費を計上すること。

2 取得補償した立木を伐採した木材の取扱い

伐採した段階で物品として取り扱うこととし、鳥取県物品事務取扱規則（昭和39年鳥取県規則第12号）に基づき、次に定めるところにより一般競争入札を行い売却すること。

- （1）伐採木は、当該工事現場で引き渡すこと。
- （2）工事の請負業者に対しては、伐採木の運搬及び再資源化施設への投棄に係る経費を減額し、変更契約すること。

公共工事に伴い発生した土砂及び伐採木を物品として売払いする場合の実施フロー

